

「奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当システム電子計算機器（サーバ）等の借り入れ」に係る仕様書

1 調達の目的

令和8年6月30日で奈良県児童扶養手当システム用電子計算機器（サーバ）等の借入期間が終了することから、引き続き電算業務を支障なく運用できるよう、電子計算機器等（以下「新電子計算機器」）を、調達するものである。

2 積算前提

別紙「入札説明書」項番2(3)のとおり 27ヶ月リースを予定しているため、機器一式については、その前提でリース料率を加算すること。

本仕様書による積算として、月額リース料を原則 27ヶ月間同額とするため、機器の設置等導入にかかる経費・本契約により借り入れる機器の撤去にかかる経費及び保守経費は均一月額として算出すること（無償保証期間がある場合もこの旨考慮すること）。

3 履行義務者

受注者は、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「01」の「賃貸業務」登録業者とし、保守についても同様である。

そのため受注者は、必要あれば保守業者等と再委託契約を締結する義務を負うが、発注者に対しては受注者が責任を負う。納入機器製造者にかかる事由であっても、製造者の如何に関わらず、最終責任を負うのは受注者である。

再委託契約については、事前に発注者の承諾を得ることを要するが、上記した他業者による保守が必要な場合以外は、原則として認めない。また、再々委託契約（再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合）の取扱いについても、同様とする。

4 調達する新電子計算機器の仕様

- ① 新電子計算機器の仕様及び台数は別紙機器明細のとおりとする。
- ② 納入する機器のすべてについて、接続し動作させるために必要な部品等については、仕様書への記載の有無にかかわらず、すべて納入すること。
- ③ 設置に必要な電源及びネットワーク機器は、導入時点において一般的であり、かつ将来にわたり長期的に利用できる技術等を用いたものであること。
- ④ なお、機器については、導入時型名変更等が生じた場合は、速やかに申し出て発注者の了承を得るものとする。製品終息、納期遅延の懸念がある場合は、速やかに申し出て発注者の了承の上、同等品以上での機器にて納入すること。
- ⑤ 賃貸借期間は、令和8年10月1日～令和10年12月31日までとする。

5 調達する新電子計算機器の設置場所

奈良県庁情報管理棟 2階 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部デジタル管理室マシン室内の発注者が指定する既設のサーバーラックに設置（別添）

6 新電子計算機器の搬入・設置・調整

リース開始時期は令和8年10月1日からとし、リース開始時期までに機器等の設置・調整、データ移行及び児童扶養手当システム他機器間との接続作業を実施し、上記の調達の目的に沿って問題なく運用できる状態にすること。

搬入・設置期日は、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

機器等の設置及び納品にあたっては、搬入、設置、調整及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること（接続、配線作業も本調達に含めること※）。ただし、現在運用中である旧機器等の撤去は、現行の契約業者が行うため、現行の業者と調整の上、機器等の設置を行うこと。

なお、設置については、転倒防止等安全面を考慮すること。棚板の最大搭載質量は50Kg。

ネットワーク接続は発注者に確認し作業すること。

※現行サーバとは別に、新サーバ用として「100V/20A 2,000W」の既設電源が使用可能。新サーバ等に利用する電源接続口（1口～2口程度）については、既設電源の接続口に、落札業者にて用意された電源タップを接続すること。なお、現行サーバ接続用のLANケーブル及び電源ケーブルについては、それぞれ余長を約2m確保あり。

新電子計算機器において、同システムの導入・設定・動作評価テスト、及び運用ツール等と連携した総合評価テストを計画・実施し新電子計算機器の設定内容の確認及び同システムの動作に問題がないことを確認し、担当者の了承を得ること。新電子計算機器で同システムが動作しないと発注者が判断した場合は、発注者の指示に従い、同システムが完全に稼働するように電子計算機器の設定変更等の対応を行うこと。

新サーバ設定、システム動作確認作業は、下記要件に基づき作業すること。

作業従事者の本県庁舎への入館・入室については、発注者の指示に従い、予め所定の手続をとること。作業時は腕章・身分証明書等を身に付けることにより明確に識別できるように配慮すること。

作業にあたり、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

機器等設置後の空き箱、保護材等については、県が指示するものを除き、設置者において処分すること。

<作業要件>

(ア) サーバの更新作業及びサーバの Oracle バージョン変更に伴い、クライアントの Oracle 及び（特別）児童扶養手当システムの再インストール作業を行うものとする。なお、クライアント作業は管理者権限のある発注者が対応するため、作業手順書を作成すること。

(イ) 本作業に必要な情報は、事前に発注者に確認すること。

(ウ) 新サーバへの本番移行時は、児童扶養手当システム及び特別児童扶養手当システムの使用を停止させることができる。ただし、作業期間中は、業務繁忙時期であり停止期間は最小限にし、業務運用に支障をきたさないようにすること。なお、停止時期、期間は担当課に確認すること。

(エ) データ移行に際し、現行システム運用を十分に把握し、業務に支障をきたす事が無いよう注意すること。データ移行作業実施時は、事前に実施作業内容を担当課に説明し承認を得て作業を実施すること。なお、現行システム内容等確認事項については、富士通Japan株式会社担当に確認すること。連絡先;0742-27-7901

(オ) 新サーバの OS は、Windows Server 2022とする。

(カ) ウイルス対策ソフト(インストールメディア/ライセンス/保守サポート)については、発注者が準備する。

また、ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新は、発注者が指定するウイルス対策ソフトパターンファイル配布サーバから対応できるようにすること。

(キ) OS のアップデートが必要な場合は、サーバセットアップ時の最新アップデートを適用すること。なお、システム稼働後での OS アップデートが必要な場合は、対応内容等別途協議を行うこととする。

(ク) 新サーバ OS の時刻同期対応は、当課から参照可能な NTP サーバを指定するので、それを参照に対応すること。

(ケ) バックアップは、データベースをエクスポートし、サーバ内に履歴退避(31世代管理)するものとする。また、最新データのみ NAS にも退避すること。なお、サーバ全体のバックアップは、イメージバックアップソフトを使用し、NAS に取得する。(7 世代管理)

(コ) 上記要件以外に対応は必要となった場合は、対応内容について、別途協議を行うこと。

<作業内容>

(1)サーバ設定作業

- ① OS インストール
- ② OS 基本設定
- ③ NTP、WSUS 設定
- ④ WindowsUpdate 適用
- ⑤ 既存データコピー
- ⑥ Oracle インストール
- ⑦ DB 環境作成・テストインポート
- ⑧ 業務システムインストール
- ⑨ 業務システム動作確認
- ⑩ PowerChute インストール・設定・動作確認
- ⑪ Acronis インストール・設定・動作確認
- ⑫ DB バックアップ設定・動作確認
- ⑬ 現サーバから新サーバへのデータ移行
※ネットワーク経由での作業を想定
- ⑬ データインポート
- ⑭ 外字設定
- ⑮ 業務システム動作確認
- ⑯ サーバ再起動確認
- ⑰ バックアップ確認
- ⑱ ウイルス対策ソフトインストール
- ⑲ WindowsUpdate 適用

(2)クライアント(7台)

- ① Oracle・業務システム再インストール時の QA 対応
- ② 業務システム動作確認(帳票印刷確認を含む)

(3)プリンタ

作業なし

(4)ネットワーク

作業なし

(5)納品物について

- ① クライアント設定及び動作確認手順書
- ② 作業報告書

7 保守について

(1) 共通項目

- ① 新電子計算機器を常に良好な状態に保つため、障害やサイバー攻撃発生時の初期対応は、原則として半日以内に対応出来るよう、ハードウェアに精通した保守要員の体制を確保するものであること。
ただし、実際の初期対応・復旧までの対応については、随時発注者と協議の上、発注者の指示に従うものであること。
- ② 機器等の保守点検(定期点検及び交換部品費用を含んだ機器等障害時対応を含む。)に要する費用はリース料金に含めて借り入れするので、各々の当該経費を入札価格に含めること。
なお、保守点検完了後はそれぞれの機器等の保守内容(点検回数、機器清掃、分解点検、動作テストの区分、障害の場合その内容と対応等)を記載した書面(様式は問わない。)を提出すること。
- ③ 保守等作業において、発注者の業務及び稼働中のシステムに影響が予想される場合は、事前に発注者に協議し、発注者の指示に従うこと。
- ④ 奈良県児童扶養手当システムのシステム障害時において、その原因がハードウェアか同システムのアプリケーションによるものかが即時に判別できない場合、発注者、同システム開発受託業者及び同システム保守受託業者の指示に従い、その原因切り分け、復旧に対応すること。

(2) サーバ

- ① 機器等の障害時の対応として、以下のとおりであること。
曜 日 土日、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日
時間帯 8:30~17:15
- ② 保守拠点及びその体制は奈良県内もしくはその周辺に有し、そのハードウェアに精通した保守要員を確保すること。
- ③ 対応作業はすべて現地にて行うこと。
(預かり修理及び機器等保守業者への機器等持ち込み修理は認めない。)
- ④ 予防保守のため、年に一回以上の定期点検(点検回数、機器清掃、分解点検、動作テストの区分等)を行うこと。

(3) その他機器等

- ① 機器等の障害時の対応として、以下の通りであること。
曜 日 土日、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日
時間帯 8:30~17:15
- ② 保守拠点及びその体制は奈良県内もしくはその周辺に有し、そのハードウェアに精通した保守要員を確保すること。
- ③ 対応作業はすべて現地にて行うこと。
(預かり修理及び機器等保守業者への機器等持ち込み修理は認めない。)

8 秘密保持義務・個人情報保護義務

上記3の業者(従業者を含む)は、いかなる場合においても、賃貸業務の履行中に知り得た情報(業務に関わる事項及び付随する事項、並びに個人情報)に関して秘密保持を厳守すること。

発注者の事前の承諾を得て再委託する場合は、当該再委託業者(従業者を含む)にもこの秘密保持を徹底させること。

9 その他

- ① 本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。
- ② 契約締結後、速やかに「納入計画書」(様式任意)及び「賃貸借物件一覧表」(様式任意)を提出すること。
- ③ 賃貸借期間(再リース期間を含む)終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、内蔵する記憶媒体の内容を完全消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
- ④ ソフトウェアは、明確な指定のある場合は指定のものとする。また、ソフトウェアは、指定のあるものを除いて最新のバージョンとする。ただし、OSとの関係等によりソフトウェアが動作しない場合は、同等以上のもので変更できる。また、開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
- ⑤ ソフトウェアのマスターディスクが標準添付されていない場合は、1式(1セット)含めること。
- ⑥ 電子計算機器の操作・手引等、機器の操作運用に必要なマニュアルやソフトウェアのマニュアルを添付すること。また、全てのマニュアルは日本語版であること。
- ⑦ 導入後の電子計算機器の運転・操作・運用等について、職員及び児童扶養手当システム(以下「同システム」という)の保守を委託するSE担当者が対応できるように、機器等に熟知した技術員等による説明を行うこと。
- ⑧ 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。
- ⑨ 本仕様書に疑義ある場合は、別紙「入札説明書」6の(1)の(4)に従い発注者に質問し(令和8年4月15日(水)午後5時まで)、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、発注者によるものとする。(必要に応じて、速やかに発注者と協議を行うこと。)

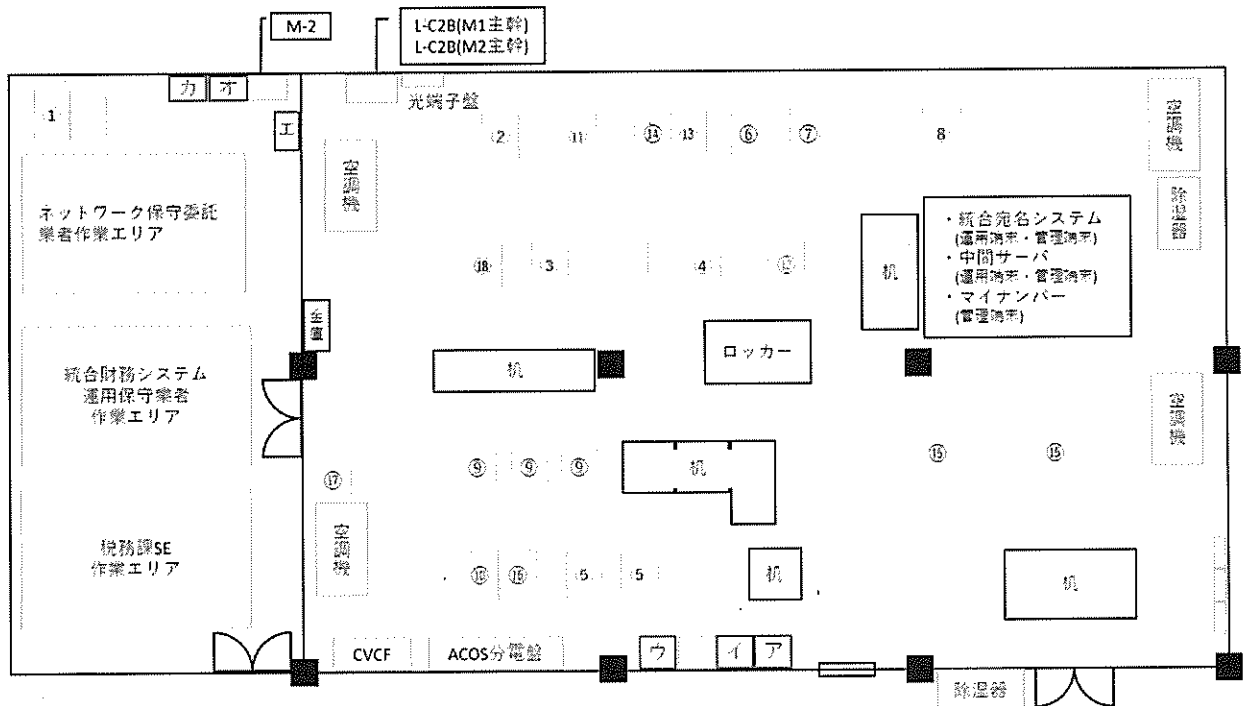
1. ラック (既存ラックの空きを利用して下さい)



- ・この空きスペースをご利用下さい。
- ・棚は別途準備します。
- ・電源は、分電盤 L-C2B(M1) のコンセント 2 をご利用下さい。

2. サーバ設置場所

情報管理棟 2F 機器等配置図



現状と同じ ⑭ のラックに設置をお願いします。

【別紙】機器明細

NO	項目	型名	数量	備考
1)サーバ関連				
1	PRIMERGY TX1330 M6 タワーベースユニット (450W電源×1)(一式)	PYT1336T1S	1式	物理サーバ1台(ラック型)
2	Windows server 2025 Standard(16コア) ダウングレードサービス付き Windows server 2022 Standardインストール	PYBWPDS5	1式	
3	Windows Server 2025 1 User CAL	PYBWCU01F	2式	
4	Windows server 2025 5 User CAL	PYBWCU05F	1式	
5	Xeon プロセッサ 6325P (3.50GHz/4コア/12MB)×1	PYBCP6AE2	1式	
6	メモリ16GB(16GB 4800 UDIMM×1)	PYBME16UH2	1式	
7	RAID設定サービス(RAID1)	PYBAS1S2	1式	
8	ベイ追加オプション(3.5インチ HDD/SSD×4)	PYBBA34SC	1式	
9	内蔵3.5インチケージ付きSATA SSD-480GB(RI)	PYBTS48NMC	2式	
10	内蔵DVD-ROMユニット	PYBDV122	1式	
11	SASアレイコントローラカード (PRAID CP600i)(8port/SAS 12Gbps)	PYBSR4FA	1式	
12	セキュリティチップ	PYBTPM19	1式	
13	電源ケーブル(AC100V対応/3m)	PYBCBP102	1式	
14	小型キーボード(105キー/USB)	PYBKBU2C1	1式	
15	USBマウス(光学式)	PYBMSU204	1式	
16	ServerView Suite DVD(Tools) &ドキュメント	PYBSVT1	1式	
17	高機能無停電電源装置(Smart-UPS SMT 750J)	PY-UPAT752	1式	
18	PowerChute Serial Shutdown for Business	B5143TW2C	1式	
19	SupportDeskパック BIOS/フォームウェアアップデート・定期点検プラスPRIMERGY 5年タワーサーバ	SV7X3102D1	1式	
20	SupportDesk Standard(Windows Server Standard)	PYBSPS5D02	1式	
21	SupportDeskパック Standard PRIMERGY 周辺機	SV7X1060D1	1式	
22	DISPLAY E17-9 LED	VL-E17-9F	1式	
23	汎用テーブル(固定式)	19R-26TR1	2式	
2)ソフトウェア関連				
1	Oracle Database Standard Edition 2 10 Named User(一年間24時間サポート付)	BS142ND4S	1式	
2	Acronis Cyber Protect Standard Server	Acronis Cyber Protect Standard	1式	
3)その他				
1	TeraStationWSS2022WG H/WRAID Deak4ベイ4TB	WSH5420DN04W2-MEL	1式	
2	テラステーションWSS オンサイト保守 HDD返却不要 データ復旧 5年	OPTSON5Y/DNRD-MEL	1式	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督すると

ともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。